



チャイナタックスアラート (中国税務速報)

第34回 2013年12月

増值税改革試行の第二フェーズ本格始動——対象業種の拡大と重要な変更事項

背景

2013年12月12日、財政部と国家税務総局が共同で公布した、財税[2013]106号(以下「106号通達」)は、2014年1月1日より鉄道運輸業と郵便業を増值税改革の試行範囲に編入することを明確にした。本来、鉄道運輸業ならびに郵便業と一緒に増值税改革の試行範囲に編入すると見られていた電気通信業は、今回の試行対象外とされた。電気通信業の増值税改革は、2014年4月1日より施行される見込みである。106号通達は、試行業種であった業界の具体的な課税サービス範囲を一層拡大するものともなる。

注目すべき点として、106号通達は既に増值税改革の試行範囲に編入された役務提供種目で、その業種の中での運用上、問題が発生しているものについて増值税処理に対し重要な修正を行なっている。これは特に国際貨物運輸代理業とファイナンスリース業にとって影響が大きい。このほか、106号通達によれば、オフィショア・アウトソーシングなどの優遇政策適用が延期されることになった。

増值税改革の試行開始後、財政部と国家税務総局は増值税改革税制の修正と改善に尽力している。財税[2011]111号通達(「以下111号通達」)は、増值税改革試行の関連規定を初めて明確化した。その後、111号通達は財税[2013]37号通達(「以下37号通達」)に代替され、全国的な増值税試行改革第一フェーズが2013年8月1日より実施されるとの公布がなされた。ところが、37号通達は半年にも満たないうちに、改訂版106号通達に取って代わられた。一部の業界の増值税についての規定は、新法規が公布される度に調整と改善がなされているため、改革法規が目まぐるしく更新され、適用範囲も変化しているため、関連業界の納税者にとって頭の痛い問題となっている。

概して言えば、増值税改革試行の新政策公布には以下の重要な傾向がある。

1. 新業種の試行範囲への編入は、増值税改革の初期段階で行われたような省単位での先行試行ではなく、全国単位で直接的に試行される。
2. 試行範囲に新たに編入される業種に適用する税率は6%の低税率ではなく、11%になるものと思われる。当該税率の設定は、改革の試行対象外とされた業界(電気通信業・不動産業・建築業・金融保険業など)に潜在的な影響を与える可能性がある。
3. 複数の増值税税率の存在のゆえ、潜在的な問題が懸念される。例えば、類似サービスに異なる増值税税率が適用され、企業の仕入税額控除にも影響する。支出項目によって適用税率が異なると、仕入税額の控除に差異が生じることになる。
4. 全てのサービス業への増值税改革範囲の拡大が早いほど納税者にと

って有利となるが、現時点では、あるサービスが増税の対象なのか、営業税の対象となるかの判断が必要となる。

本アラート第一部では、増税改革範囲に新たに追加される業界とサービスの詳細について説明する。第二部では、既に試行業種に編入されている増税政策の主要な変更点について説明する。

第一部 - 増税課税サービスの適用範囲拡大

106号通達は、増税改革の適用範囲に鉄道運輸業と郵便業を加えただけではなく、新たに2014年1月1日から適用となる役務提供をも明確にした。これらの役務提供は当初増税改革の適用範囲となるかどうか、税務機関と納税者のいずれにとっても判断が難しいところであった。

下記表はサービスと適用税率をまとめたものである。

37号通達に規定される増税課税となるサービス	税率
交通運輸業(鉄道運輸を除く)	11%
有形動産リース	17%
研究開発と技術	6%
情報テクノロジー	6%
文化・意匠	6%
物流	6%
鑑定・証明コンサルティング	6%
ラジオ、テレビ、映画のプログラムの作成、放送及び公表	6%
106号通達で追加となる業種とサービス	税率
追加される業種	
鉄道運輸業	11%
郵便業	11%
追加されるサービス	
航空輸送	11%
専門的な予測、専門的な研修	6%
採掘・工事施行後の実地調査・探査実施	6%
コンピューター情報技術による監査管理および税務管理	6%
コンピューター情報技術による内部データの分析・マイニング・管理	6%
集配	6%
航空研修	6%
翻訳	6%

重要な追加業種とサービスについての分析は以下のとおりである。

鉄道運輸業

鉄道運輸業は増税改革以前に、3%の営業税を納付していた。106号通達の規定に基づき、2014年1月1日より、鉄道運輸業は増税の徴収対象となる。また、適用税率は11%であり、鉄道運輸業の増税一般納税者は仕入増税を控除できるようになる。

徴収対象

106号通達の規定では、鉄道運輸サービスには鉄道による貨物運送と旅客運送の運輸業務が含まれる。

106号通達は、鉄道運輸の補助サービス(貨物旅客ターミナルが提供する梱包、鉄道路線使用、旅客車の増結、鉄道荷物発送、到着・乗り換えなどの各サービス)を物流補助サービスにおける貨物旅客ターミナルのサービスに属すると規定し、適用増税税率は6%となる。

鉄道運輸に関しては、補助サービスと鉄道運輸サービスを区別し、サービスによって適用税率を決定するのであり、単に企業の所属業界によって税率を定めるのではないという基本原則に従う。しかしながら、増税改革の前期試行の状況から見ると、類似したサービスに異なる増税税率が適用されるという事態が生じている。例え

ば、交通運輸業(11%)や物流補助サービス(6%)などが挙げられ、納税者は異なるサービスを区別する際に、困惑させられる可能性がある。

優遇政策

- ・ 納税者が国家指令に基づき鉄道運輸サービスを無償で提供する場合、これは公益事業を目的とするサービスに該当するため、増税を徴収しない。
- ・ 青蔵鉄路公司が提供する鉄道運輸サービスの増税は免除される。
- ・ 国際運輸サービス、及び、香港・マカオ・台湾の運輸サービスについては増税のゼロ税率を適用する。陸海空の各運輸についても増税のゼロ税率優遇を享受できる条件として、106号通達は、サービス提供側が許可証を取得することが必要であると規定している。それ以外の場合は、免税の税収優遇のみを享受する形となる。しかし、106号通達は鉄道運輸にどのような許可証取得が必要であるかを規定しておらず、将来的に詳細な実施細則の公布が待たれる。

税負担への影響

代表的な鉄道運輸企業にとって、増税改革の前後における流通税への影響は、以下の表にまとめた。

主要収入	改革前	改革後
運賃収入	営業税3%	売上增值税11%
控除:他の運輸企業へ支払った連絡運輸料金	差額徴収課税、営業税3%	仕入增值税11%
控除:貨物列車会社へ支払った車両使用料	差額徴収課税、営業税3%	仕入增值税17%
主要支出	改革前	改革後
原材料・燃料・エネルギー	控除不能	仕入增值税17%
人件費	控除不能	控除不能
減価償却と償却	控除不能	固定資産購入の場合控除可能
国鉄乗入れ費用	控除不能	控除不能
鉄道公安経費	控除不能	控除不能
改修修理費	控除不能	製造、組み立てか、修理、部品取替えかによって控除可否
事務・労働安全衛生用費用	控除不能	控除できない可能性あり

上記の表によれば、鉄道運輸企業は改革後に、エネルギー・燃料購入および増税の課税サービスに対する仕入增值税を控除できるようになる。鉄道運輸企業はこの2年間で固定資産を大量購入したが、106号通達では、企業が増税改革の試行前に購入した固定資産に対する仕入增值税の全部または一部を控除できるような経過的措置を講じていない。

鉄道の1kmあたりの重量(単位t)輸送単価は、国家により統一制定されるため、増税改革後に適用される11%の税率により生じる影響は、各鉄道運輸企業の運賃価格の変化と相応のコスト費用構成につながる。

KPMGの所見

- ・ 鉄道運輸業は増税改革第一フェーズの試行対象外とされていたが、2014年1月1日より鉄道運輸業にも拡大され、すべての交通運輸サービスは増税改革の範囲に編入された。
- ・ 増税試行改革以前では、鉄道運輸サービスを利用する企業が増税の一般納税者である場合、改革前の鉄道運賃は7%で仕入税額を控除していたが、改革後の鉄道運賃は11%で仕入税額控除ができることとなった。仮に鉄道運賃の改正がないとすれば、企業は鉄道運輸サービスを利用し、増税の仕入税額をより多く控除できるようになるため、鉄道運輸のコストの削減となる。
- ・ 106号通達には、下記のような問題の不確実性が残る。地方の鉄道運輸企業の列車が旧鉄道部の所属鉄道(例:北京または太原鉄道局の鉄道)路線を経由する場合、支払った役務費(国鉄乗入れ費用)に対して増税の仕入税額を控除できるかどうか。控除可能な場合、どの税率が適用されるか。また、鉄財函

[2011]58号「鉄道企業が鉄道公安経費を負担することについての通知」に基づき、鉄道企業は、鉄道の営業距離単位によって分担する沿線鉄道の公安経費に課される仕入税額を控除できるかどうか。

郵便業

従来の営業税体制下において、郵便業の適用税率は3%であったが、106号通達によれば、郵便業には11%の増税率が適用される。

増税率改革の後、郵便企業の一般納税者は課税サービスに対する仕入税額を控除できる。また、106号通達は郵便業向けに多くの免税政策を規定したため、改革後の郵便業流通税負担は、改革前とほぼ同じか軽減されるものと見られる。

徴収対象

106号通達によれば、郵便業とは、中国郵政集団公司とその所属郵政企業が提供する、郵便物配達・郵便為替・機密通信・郵便代理など郵便基本サービスの業務(普通郵便・特殊郵便・その他郵便などの諸サービス)を指す。

普通郵便サービス	特殊郵便サービス	他の郵便サービス
書状・小包などの郵便物配達、切手・新聞刊行物の発行、郵便為替などの業務	義務兵の通常書簡・機密通信・視覚障害者向け刊行物・革命烈士の遺物配達などの業務	郵便切手など郵政商品の販売・郵便代理などの業務

優遇政策

106号通達の優遇政策は、基本的に旧営業税体制における優遇政策を引き継いだものである。具体的な内容は下記のとおりである。

1. 中国郵政集団公司とその所属郵政企業が提供する普通郵便サービスと特殊郵便サービスについては、増税率が免除される。
2. 2014年1月1日から2015年12月31日まで、中国郵政集団公司とその所属郵政企業が、中国郵政速遞物流股份有限公司とその子会社(各級の末端機関を含む)に対して行った宅配・物流・国際小包・クーリエ小包・贈答業務などの宅配物流の代行業務から得る代理収入や、金融保険業務を金融機関にて代行する際に得る代理収入は、増税率が免除される。
3. 中国国内の企業と個人が輸出貨物向けに提供する郵便サービスは、増税率が免除される。

KPMGの所見

上述した優遇政策の前2項目は長期的ではなく過渡的なものであるという点に注目すべきである。

重要なことは、郵便企業は課税サービスと非課税サービスを区別する必要があることである。非課税項目に関する仕入税額は売上税額から控除できなため、一連の仕入税額の分担問題が生じる。また、全面的な増税率転換を迎えるために、免税政策の廃止に伴う税務上の影響を考慮して試算を行うべきである。

宅配業

増税率改革が試行されたものの、宅配業界がどのように流通税を納付するかが未だに不明確である。宅配業は、交通運輸業になるのか、あるいは、物流サービス業に該当するのか、そして増税率を納付すべきか否かという問題が、その一例である。財税[2003]16号は、企業と個人が宅配業務に従事する場合、郵便通信業の税目により3%の営業税を徴収すると規定している。

106号通達は、宅配業に関する「集配サービス」の定義と6%の税率を明確にしており、これは、宅配業の流通税に影響を与えるものとなる。また、集配サービスを提供する宅配企業は簡易課税方式を選択し、3%の徴収率により増税率を計算することができるが、そ

れに相応する仕入税額を控除できない。

徵収対象

集配サービスとは、差出人の委託を受け、承諾時限内に書類や小包の集荷・仕分・配達サービスを完遂する業務を指す。106号通達では集荷・仕分・配達を詳細に規定している。

・**集荷サービス**とは、差出人より書類や小包を受領し、サービス提供側の所在地と同一区域にある集配センターに運送する業務を指す。

・**仕分サービス**とは、サービス提供側が集配センターで書類や小包を分類・分別発送する業務を指す。

・**配達サービス**とは、サービス提供側が集配センターから書類や小包を同一区域の荷受人に配達する業務を指す。

上述した定義から見れば、書類と小包の異なる都市の集配センター間での運輸サービスは集配サービスに該当せず、106号通達で定めた交通運輸業に該当する。

KPMG の所見

増值税改革第一フェーズの試行開始後、宅配企業には実務上では異なる納税方法が適用されていた。交通運輸業では11%、物流補助業では6%の増値税を納付し、また、郵便業の適用税率3%で営業税を納付する企業もあった。宅配サービスの増値税処理は不明確であるため、106号通達は関連規定を整理したものの、その過程で新たな問題が生じる可能性が懸念されている。

宅配企業が提供する集配サービスと省を跨ぐ運輸サービスは、それぞれ交通運輸業(税率11%)と物流補助業(税率6%)に属する。しかし、106号通達はサービスの性質によって宅配サービスを細分化するため、納税に関する実務上の問題が生じる可能性がある。すなわち、上述したサービス収入をいかに区分するか、単一業務において異なる税率が適用される場合、増値税専用発票をいかにして発行するか、などの問題が生じてくる。また、増値税の法律・法規規定によれば、異なる税率を適用する貨物あるいは課税役務の売上額を分けて算定しない場合、高い方の税率が適用されることになる。この規定の適用が、発票発行システムと価格設定に影響を与えるものとなろう。

第二部－現行の増値税改革試行案に対する改訂および改善

国際貨物運輸代理サービス

国際貨物運輸代理業に関わる間接税の税務処理はこの2年間で幾度も変更が生じており、106号通達の公布に伴い、新たな増値税の処理規定が定められた。

これらの変更は国際貨物運輸サービスの提供者(船会社・航空会社など)とその川下企業(中国での代理店、代表機構、貨物運送業者、サービスの受入側および最終顧客など)に影響を及ぼすものである。

これらの変更がもたらす影響を理解するために、その背景を簡単に紹介する。

- 従来の営業税体制下では、国際貨物運輸代理サービスには5%の営業税率が適用されていた。また、取得したすべての代金と価格外費用から他の企業または個人へ支払った運賃を差し引いた後の残額を売上としており、これが通常の差額徴収方式である。
- 2012年1月1日から2013年7月31日にかけて、従来の営業税を適用した交通運輸業と物流補助業務は中国の多くの都市で徐々に増値税の適用対象として認定されてきている。増値税の仕組みでは、国際貨物運輸代理サービスの一般納税者には6%の増値税率が適用される。上記期間において差額徴収政策は引き続き施行される。

- 増価税改革の試行は 2013 年 8 月 1 日より中国全土に拡大され、37 号通達により、従来の差額徴収に関する規定は撤廃された。国際貨物運輸代理サービスの提供側は源泉徴収の代金全額(例:海運費、港費、積卸費用)をベースとして売上増価税を計算し、従来の営業税体制で控除可能であった特定費用の項目により売上控除をすることができなくなった。実務上、国外の運輸サービス提供業者が中国の代理店に対してサービスの発票を発行する場合(あるいは、中国代表機関に発票発行を求める場合)、国際運輸サービスの増価税免税による税収優遇は廃止される。代理店または代表機関が提供するサービスに対し発票を発行する場合、全ての代金の 6% の増価税を納付しなければならない。これらの処理規定は業界全体に対して大きな影響(価格高騰、国外での決済、取引条項の修正など)を及ぼす。

差額徴収方式の復活

106 号通達は 2013 年 8 月 1 日に廃止された差額徴収方式を復活させるものとなった。つまり、試行納税者のうち一般納税者が国際貨物運輸代理サービスを提供する場合、取得した全ての代金と価格外費用から国際運輸企業に支払った運賃を控除した残額が売上となる。

国際貨物運輸代理サービスとは、貨物の受取人または代理者、差出人または代理者、輸送手段の所有者、輸送手段の賃借人または経営者の委託を受け、委託者または自社名義を用い、貨物運輸サービスを直接提供しないものの、委託者のために貨物の国際運輸の手配、国際運輸の輸送手段の出入港業務、港湾水先案内・停泊・積降の連絡・手配など貨物と船舶代理に関わる手続業務などに直接従事することを指す。この定義は 106 号通達により明確となった。

国際貨物運輸代理サービス費用の免税

106 号通達では試行納税者が提供する国際貨物運輸サービスならびに大陸部と香港・マカオ・台湾との間における貨物運輸代理サービスに対しては、増価税を徴収しないことが定められた。

上述の免税適用条件としては、試行納税者が国際貨物運輸代理サービスを提供する場合、委託者から受け取ったすべての国際貨物運輸代理サービスの収入と国際運輸の輸送業者に支払った運賃を金融機関で決済することが必要となる。委託者が発票を請求する場合、貨物運輸代理サービスの全額に対して増価税普通発票が発行される。現金取引の場合、増価税の免税は適用されない。

注意すべきなのは、この政策が 2013 年 8 月 1 日より施行されるという点である。施行日から 106 号通達の公布日までの間に、すでに増価税の専用発票を発行していた場合、発行した専用発票を回収できれば、優遇策が享受できる。この方法により、代理業の売上税額の減少、またサービスの受入側が控除した仕入税額との不整合を防止することができる。

KPMG の所見

106 号通達は差額徴収方式を改めて導入し、国際貨物運輸代理業が直面する問題の解決に寄与している。これらの課題は、海上輸送代理、航空代理および出張所の収益を直接左右し、乙仲業者と他の国際運輸サービスの受入側利益に間接的に影響(価格高騰)するものである。KPMG は業界の利益を代表し、37 号通達が国際貨物運輸代理業に及ぼす悪影響について企業が政府財政部門と検討できるよう積極的な援助を与えるいる。

106 号通達は遡及適用が可能であるため、業界全体にとって朗報である。しかし、実際の運用上では、発行した増価税専用発票の回収、すべての取引が金融機関決済となること、サプライチェーンにおける過剰納付した増価税の還付など、難点もある。

106 号通達を歓迎する向きも少なくないが、差額徴収方式には実務上、下記の不確実性が存在している。

- 当該通達は、国際運輸企業に支払った国際運賃を控除した残額を売上とすることを求めており、それは暗に国際運輸企業(航空会社・船会社など)に費用を直接支払った試行納税者のみに差額徴収方式が適用されることを意味している。これは、106 号通達が国際貨物運輸代理サービス提供者に対して定めた広義の定義と矛盾す

る。国際運輸企業(航空会社・船会社など)に費用を直接支払った試行納税者のみにしか差額徴収方式が適用されないとなれば、国際貨物運送業者の税負担は重くなる。

- 試行納税者に差額徴収方式が適用される場合、いかにして発票を発行するかという問題が浮上する。国際運賃を差し引いた後の残額に基づき発票を発行すれば、同業界の価格設定という機密商業情報が漏洩する恐れがある。

106号通達のもう一つの問題点は、中国との間で国際運輸協定が締結されていない国の国際運輸会社は、市場で一層の劣勢に置かれることである。つまり、国際貨物運輸代理サービスの提供者が、中国との運輸協定未締結国の国際運輸会社にサービスを依頼する場合、その国際運輸業者に代わって11%の増税を源泉徴収しなければならないほか、同社の代理サービスは増税が免除されるため、関連の仕入税額を控除することは不可能となる。

また、下記の3種の企業に異なる税務処理が適用される理由も業界関係者を困惑させている。すなわち、(1)国際貨物運輸サービス提供者が国内企業(ゼロ税率を適用)の場合、(2)中国との国際運輸協定締結国の国際運輸サービス提供者(免税を適用)の場合、及び(3)中国と国際運輸協定の未締結国の国際運輸サービス提供者(11%増税を源泉徴収)である。

ファイナンシャル・リース業

ファイナンシャル・リース業、その中でも特に融資性セール・アンド・リースバック業務は、37号通達の公布によって深刻な課題に直面することになった業界だが、106号通達はこの業界に福音をもたらした。

106号通達が融資性ファイナンシャル・リース業に与える影響を把握するために、前項と同じく背景を紹介する。

- 営業税体制下では、税務総局公告2010年第13号(13号公告)がファイナンシャル・リースにおけるセール・アンド・リースバックの税務関連事項を規定しており、賃貸人が受け取った利息収入には営業税納付が発生するとしていた。賃借人の資産売却は増税または営業税の徴収対象とはならず、この規定はセール・アンド・リースバックの実質が融資活動であるとの認識を反映したものだった。
- 2012年1月1日から2013年7月31日までの期間、13号公告は增值税体制においても有効であった。これは賃貸人が利息収入のみに対し增值税を納付することを意味している。賃借人が賃貸人に対して行う資産売却は、增值税の徴収対象とはならない。賃借人が一般納税者であれば、リース資産の購入で支払った代金につき、仕入税額を控除できる。
- 2013年8月1日より発効の37号通達は、ファイナンシャル・リースにおける賃貸人が增值税の課税額を計算する際に、収入から控除できる支出項目を列挙した。これらの項目には設備の原価は含まれておらず、賃貸人は利息収入と設備の原価に対して增值税を納付することになる。この方式が疑問視されるのは、融資性セール・アンド・リースバックの法規定にそぐわないだけでなく、経済的実態をも無視したものだからである。

106号通達で定められたファイナンシャル・リースの有効性は2013年8月1日まで遡及施行が可能なため、同年8月1日以前の処理方法に戻る可能性がある。106号通達の規定では、賃貸人が增值税の納税額を計算する際に、リース設備の購買原価を控除することができ、利息収入のみ增值税を納付すればよい。

106号通達の控除可能項目にはまた、債券発行利息およびその他有形動産のファイナンシャル・リースサービスによる車両購入税が追加されている。しかし、106号通達では関税または輸入段階の消費税は控除できない。その理由は、関税または輸入段階の消費税は輸入設備の元金に含まれると考えられるからである。

37号通達および106号通達による控除が可能な項目の対照は下表のとおりである。

ファイナンシャル・リース方式	控除が可能な項目	
	37号通達	106号通達
有形動産の融資性セール・アンド・リースバック	賃貸人の有形動産負担の借入金利息(外貨借入金と人民元借入金の利息を含む)、関税、輸入段階の消費税、設置費用、保険料	賃借人から受領の有形動産対価の元金、対外的に支払った借入金利息(外貨借入金と人民元借入金の利息を含む)、発行債券の利息
その他有形動産のファイナンシャル・リースサービス		借入金利息(外貨借入金と人民元借入金の利息を含む)、債券利息の支払い、保険料、設置費用、車両購入税

また、106号通達はファイナンシャル・リース会社の登録資本金の最低限度額を明確にした。これは商務部門が承認したファイナンシャル・リース会社の登録資本金の最低限度額と一致している。詳細は下記のとおりである。

- 2013年12月31日以前に登録資本金が1億7千万人民元に達するファイナンシャル・リース会社は、2013年8月1日より差額徴収方式による課税販売額を計上する。
- 2014年1月1日以降に登録資本金が1億7千万人民元に達するファイナンシャル・リース会社は、この要件に該当する翌月より差額徴収方式による課税販売額を計上する。

106号通達は、ファイナンシャル・リースの実質増增值税負担が3%を超える部分に対し、増增值税の即時徴収・即時還付政策を2015年12月31日まで実行することを規定した。この規定によると、ファイナンシャル・リース会社から17%の税率で増增值税の徴収がなされるが、実質負担が3%を超える部分については徴収後の即時還付を認めた。106号通達ではまた登録資本金1億7千万人民元という要求が明確になった。

KPMGの所見

106号通達は、ファイナンシャル・リース会社がセール・アンド・リースバック業務を行い、賃借人が受け取った有形動産代金の元金を控除することが認めるものの、賃借人が発行する発票を合法な有効証憑とすることを要求している。この要求は実務上では若干の困難を伴なう。それは、13号公告が有効であるため、賃借人に発票発行を要求することは法的な根拠がなく、賃借人が病院のような機関の場合、発票が発行できないからである。

106号通達の規定では、試行納稅者が融資性のセール・アンド・リースバックサービスを提供し、賃借人より受け取った有形動産代金の元金に対しては、増增值税専用発票を発行してはならず、普通発票を発行できることになっている。しかし、賃借人より受け取った有形動産代金の元金はすでに差額徴収控除項目として、増增值税販売額から控除しているため、ファイナンシャル・リース会社が増增值税普通発票を発行する際に、税率17%の増增值税普通発票が発行されると、有形動産代金元金の17%の増增值税を納付しなければならないというリスクが懸念される。

また、2013年8月1日から12月31日の期間に、106号通達と37号通達の有効期間が重複した場合、企業が37号通達に準じて納稅申告をどう扱うかについて、106号通達は明確にしていない。よって、下記の不確実性が生じる。

- 2013年12月31日以前に登録資本金が1億7千万人民元に達したファイナンシャル・リース会社が、2013年8月1日から現在までに37号通達に従い行った申告に対して、遡及修正は必要かどうか。
- 2013年12月31日以前に登録資本金が1億7千万人民元未満であるファイナンシャル・リース会社は、2013年12月31日以前に、引き続き37号通達に従い増增值税差額徴収を行ってもよいのかどうか。

オフショア・アウトソーシングの優遇延期

従来の営業税体制において、オフショア・アウトソーシングは免税の優遇を享受できていた。増値税体制の下では、免税政策は2013年12月31日以降打ち切られる。106号通達はこの政策の有効期間を2018年12月31日まで延期する。

オフショア・アウトソーシング業務とは、試行納税者が国外企業と締結した委託契約書に基づき、自社あるいは直接下請する企業が国外向け情報技術アウトソーシング(ITO)、ビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO)またはナレッジ・プロセス・アウトソーシング(KPO)を提供することである。106号通達の関連定義は財税[2010]64号と一致している。

KPMGの所見総括

106号通達の公布は、納税者にとって朗報である。なぜなら、鉄道運輸業・郵便業・宅配業の集配サービスも増値税改革の範囲に編入されたからである。増値税の納税者は商品・固定資産・サービスの購入による仕入税額を控除できるため、増値税の税負担も軽減され、改革のメリットを享受できる。

106号通達は、国際貨物運輸代理サービスとファイナンシャルリースのセール・アンド・リースバックに関する政策を調整するものともなった。関連業務に対し遡及修正を行うという課題が生じるとしても、政策の改善を重ねることで、企業が苦境を乗り越える手助けとなり、好ましい傾向であると言える。

KPMGは、交通運輸業・物流業・ファイナンシャルリース業における代表的企業を支援してきており、財政部と国家税務総局にそれぞれの状況のフィードバックを行って解決案を模索してきた。106号通達は、企業の要望と基本的に満たすものとなった。106号通達が公布された後、関連する企業は、自社の業務処理が優遇政策を遡及的に適用できるかどうかを改めて検討し、対応策を練る必要がある。

増値税改革範囲に編入される鉄道・郵便・宅配業に対しては、新たな増値税の適用範囲に対応するため、106号通達に基づき業務審査と整理を行い、情報システムを更新し、増値税発票の管理規程を構築することを提言する。KPMGは、増値税改革に伴う転換期全体にわたるサービス提供を行っている。詳細は、KPMGの「[増値税改革サービス・パンフレット](#)」をご参照ください。

Khoonming Ho Partner in Charge, Tax China and Hong Kong SAR Tel. +86 (10) 8508 7082 khoonming.ho@kpmg.com	Northern China David Ling Partner in Charge, Tax Northern China Tel. +86 (10) 8508 7083 david.ling@kpmg.com	Joseph Tam Tel. +86 (10) 8508 7605 laiyu.tam@kpmg.com	Zichong Xu Tel. +86 (21) 2212 3404 zichong.xu@kpmg.com	Grace Luo Tel. +86 (20) 3813 8609 grace.luo@kpmg.com	Rebecca Chin Tel. +852 2978 8987 rebecca.chin@kpmg.com
Beijing/Shenyang David Ling Partner in Charge, Tax Northern China Tel. +86 (10) 8508 7083 david.ling@kpmg.com	Vaughn Barber Tel. +86 (10) 8508 7071 vaughn.barber@kpmg.com	Anni Wang Tel. +86 (10) 8508 7518 anni.wang@kpmg.com	William Zhang Tel. +86 (21) 2212 3415 william.zhang@kpmg.com	Maria Mei Tel. +86 (592) 2150 807 maria.mei@kpmg.com	Kate Lai Tel. +852 2978 8942 kate.lai@kpmg.com
Qingdao Vincent Pang Tel. +86 (532) 8907 1728 vincent.pang@kpmg.com	Roger Di Tel. +86 (10) 8508 7512 roger.di@kpmg.com	Sheila Zhang Tel. +86 (10) 8508 7507 sheila.zhang@kpmg.com	Tiansheng Zhang Tel. +86 (10) 8508 7526 tiansheng.zhang@kpmg.com	Michelle Zhou Tel. +86 (21) 2212 3458 michelle.b.zhou@kpmg.com	Michelle Sun Tel. +86 (20) 3813 8615 michelle.sun@kpmg.com
Shanghai/Nanjing Lewis Lu Partner in Charge, Tax Central China Tel. +86 (21) 2212 3421 lewis.lu@kpmg.com	John Gu Tel. +86 (10) 8508 7095 john.gu@kpmg.com	Central China Lewis Lu Partner in Charge, Tax Central China Tel. +86 (21) 2212 3421 lewis.lu@kpmg.com	Cheng Dong Tel. +86 (21) 2212 3410 cheng.dong@kpmg.com	Hong Kong Ayesha M. Lau Partner in Charge, Tax Hong Kong SAR Tel. +852 2826 7165 ayesha.lau@kpmg.com	Benjamin Pong Tel. +852 2143 8525 benjamin.pong@kpmg.com
Chengdu Anthony Chau Tel. +86 (28) 8673 3916 anthony.chau@kpmg.com	Paul Ma Tel. +86 (10) 8508 7076 paul.ma@kpmg.com	Anthony Chau Tel. +86 (21) 2212 3206 +86 (28) 8673 3916 anthony.chau@kpmg.com	Dylan Jeng Tel. +86 (21) 2212 3080 dylan.jeng@kpmg.com	Chris Abbiss Tel. +852 2826 7226 chris.abbiss@kpmg.com	Adam Zhong Tel. +852 2685 7559 adam.zhong@kpmg.com
Guangzhou Lilly Li Tel. +86 (20) 3813 8999 lilly.li@kpmg.com	Michael Wong Tel. +86 (10) 8508 7085 michael.wong@kpmg.com	Chris Ho Tel. +86 (21) 2212 3406 chris.ho@kpmg.com	Henry Wong Tel. +86 (21) 2212 3380 henry.wong@kpmg.com	Darren Bowdern Tel. +852 2826 7166 darren.bowdern@kpmg.com	Barbara Forrest Tel. +852 2978 8941 barbara.forrest@kpmg.com
Fuzhou/Xiamen Maria Mei Tel. +86 (592) 2150 807 maria.mei@kpmg.com	Jessica Xie Tel. +86 (10) 8508 7540 jessica.xie@kpmg.com	Lily Kang Tel. +86 (21) 2212 3359 lily.kang@kpmg.com	Sam Fan Tel. +86 (755) 2547 1188 eileen.gh.sun@kpmg.com	Southern China Eileen Sun Partner in Charge, Tax Southern China Tel. +86 (755) 2547 1188 eileen.gh.sun@kpmg.com	Daniel Hui Tel. +852 2685 7815 daniel.hui@kpmg.com
Shenzhen Eileen Sun Partner in Charge, Tax Southern China Tel. +86 (755) 2547 1188 eileen.gh.sun@kpmg.com	Irene Yan Tel. +86 (10) 8508 7508 irene.yan@kpmg.com	Ho Yin Leung Tel. +86 (21) 2212 3358 ho.yin.leung@kpmg.com	Angie Ho Tel. +86 (755) 2547 1276 angie.ho@kpmg.com	Charles Kinsley Tel. +852 2826 8070 charles.kinsley@kpmg.com	John Kondos Tel. +852 2685 7457 john.kondos@kpmg.com
Hong Kong Karmen Yeung Tel. +852 2143 8753 karmen.yeung@kpmg.co m	Tracy Zhang Tel. +86 (10) 8508 7509 tracy.h.zhang@kpmg.com	Christopher Mak Tel. +86 (21) 2212 3409 christopher.mak@kpmg.com	Jean Jin Li Tel. +86 (755) 2547 1128 Tel. +86 (592) 2150 888 jean.ji@kpmg.com	Alice Leung Tel. +852 2143 8711 alice.leung@kpmg.com	Curtis Ng Tel. +852 2143 8709 curtis.ng@kpmg.com
	Abe Zhao Tel. +86 (10) 8508 7096 abe.zhao@kpmg.com	Henry Ngai Tel. +86 (21) 2212 3411 henry.ngai@kpmg.com	Jean Ngan Li Tel. +86 (755) 2547 1198 jean.li@kpmg.com	Kari Pahlman Tel. +852 2143 8777 kari.pahlman@kpmg.com	John Timpany Tel. +852 2143 8790 john.timpany@kpmg.com
	Catherine Zhao Tel. +86 (10) 8508 7515 catherine.zhao@kpmg.com	Brett Norwood Tel. +86 (21) 2212 3505 brett.norwood@kpmg.com	Lilly Li Tel. +86 (20) 3813 8999 lilly.li@kpmg.com	Wade Wagatsuma Tel. +852 2685 7806 wade.wagatsuma@kpmg.com	Lachlan Wolfers Tel. +852 2685 7791 lachlan.wolfers@kpmg.com
	Eric Zhou Tel. +86 (10) 8508 7610 ec.zhou@kpmg.com	Yasuhiro Otani Tel. +86 (21) 2212 3360 yasuhiro.otani@kpmg.com	Bin Yang Tel. +86 (20) 3813 8605 bin.yang@kpmg.com	Jennifer Wong Tel. +852 2978 8288 jennifer.wong@kpmg.com	Christopher Xing Tel. +852 2978 8965 christopher.xing@kpmg.com
	David Chamberlain Tel. +86 (10) 8508 7056 david.chamberlain@kpmg.co m	John Wang Tel. +86 (21) 2212 3438 john.wang@kpmg.com	Penny Chen Tel. +86 (755) 2547 1072 penny.chen@kpmg.com	Karmen Yeung Tel. +852 2143 8753 karmen.yeung@kpmg.com	
	Tony Feng Tel. +86 (10) 8508 7531 tony.feng@kpmg.com	Jennifer Weng Tel. +86 (21) 2212 3431 jennifer.weng@kpmg.com	Grace Xie Tel. +86 (21) 2212 3422 grace.xie@kpmg.com	Carter Li Tel. +86 (755) 2547 1069 carter.li@kpmg.com	
	Li Li Tel. +86 (10) 8508 7537 li.li@kpmg.com		Bruce Xu Tel. +86 (21) 2212 3396 bruce.xu@kpmg.com		
	Alan O'Connor Tel. +86 (10) 8508 7521 alan.oconnor@kpmg.com				